

総務省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、令第 号
国土交通省

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成三十一年 月 日

総務大臣 名

厚生労働大臣 名

農林水産大臣 名

経済産業大臣 名

国土交通大臣 名

中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示

中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成十七年農林水産省、
総務省、厚生労働省、
国土交通省、
経済産業省、告示第二号）の一部を次

のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第4 経営力向上</p> <p>1～4 「略」</p> <p>5 事業再編投資の内容に関する事項</p> <p>一 「略」</p> <p>二 投資先に関して満たすべき条件</p> <p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ その経営又は株式若しくは持分を承継しようとする者を確保することが困難な状況</p>	<p>第4 経営力向上</p> <p>1～4 「略」</p> <p>5 事業再編投資の内容に関する事項</p> <p>一 「略」</p> <p>二 投資先に関して満たすべき条件</p> <p>「新設」</p> <p>中小企業者等であつて、当該中小企業者等の経営を承継しようとする者を確保するこ</p>

等に直面している中小企業者であつて、当該株式又は持分の承継を通じて、当該中小企業者等の経営の承継を図るもの。

ロ 中小企業者等であつて、当該投資事業有限責任組合が投資を実施した後の資本金額が一億円を超えるもの。

三 投資事業有限責任組合の要件
次のいずれにも該当するものであること。

イ 「略」

ロ 当該投資事業有限責任組合が、認定事業再編投資計画に従つて行う投資事業及びこれに関連する事業のみを行うものであること。

とが困難であることにより、当該中小企業者等の事業活動の継続に支障が生じているもの。

「新設」

三 投資事業有限責任組合の要件
次のいずれにも該当するものであること。

イ 「略」

ロ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が法人である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書に、投資担当者（当該法人の役員又は使用人であつ

<p>6 7 [略]</p> <p>ハ [略]</p> <p>ニ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の有 する出資口数が、当該投資事業有限責任組 合の出資口数の総数の二十六%以上である こと。</p> <p>ホ 当該投資事業有限責任組合が、主として ニイに定める中小企業者等に対する投資を 行うものであること。</p>	<p>6 7 [略]</p> <p>ハ [略]</p> <p>「新設」 て、当該投資事業有限責任組合の投資事業 を主として行う者をいう。」の氏名及び当 該投資担当者の変更に係る適切な手続きを 記載していること。</p> <p>「新設」</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。